

平成27年（行ウ）第4号

石木ダム事業認定処分取消請求事件

原告 岩下和雄 外108名

被告 国

意見陳述書

2018年3月20日

長崎地方裁判所 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 馬奈木昭雄

事実をありのまま見て下さい

私は、本件審理を終えるにあたり、御庁裁判所が判決を下す前提として、ぜひ事実をありのままに見て下さることを切望しております。

本件のような公共事業の是非の判断基準について、一般的に次のように言われています。

「地方公共団体がどのような施策を講じるかは、諸般の事情を総合考慮した上でされるべきことであって、専門的かつ政策的な行政判断が求められるものであり、その施策の選択は地方公共団体の合理的な裁量に委ねられているから、事業の実施の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその乱用があったかを検討すべきである。」

私もこの考え方自体については基本的に賛成であり、異論はありません。しかし、現実には裁判所が実際にこの「合理的な裁量」か否かの検討を行う際に、具体的な事実について、とりわけ事業の必要性判断の根拠となる各種の具体的な予測の数字について、合理的な予測か否かの厳格な判断を行わず、この判断に際しても「現状を踏まえた、地方公共団体の長による総合的な政策判断として行われるものであり、広範な裁量に委ねられるべきものと解される」などという判断が示されるということがあります。

すなわち、「行政の広範な裁量権」という言葉だけが、勝手に独り歩きし、本来科学的な判断であるべきどの予測の数字が、「合理的な予測か否か」についての判断までが、裁量という言葉のなかでどこかに消えてしまう危険性が存している、ということなのです。

本件は、最初の計画時点から長期間が経過することによって、行政が行った各種の予測の数字が、いかに現実に生じている実績値とかけ離れた現実離れした妄想とも言うべき数字に過ぎなかったことが明らかになっています。すなわち、まったく合理性を欠いた誤りの数値であり、とうてい「広範な裁量の範囲」などと言う「言葉」で許されるものではなかったということが自明です。

私たちは、本訴訟において御庁裁判所に今指摘したような、「広範な裁量の範囲内」というような言葉だけの作文ではなく、事実をありのままに認定したうえで、文字どおり「専門的かつ政策的な」合理性に基づく、予測の数字であるかどうかの事実判断を示していただきたいと願っています。

さらに、現時点でも、現地で毎日生活している原告たちが、本件事業によって奪われてしまうものが一体何なのか、ということも、澄んだ目で見つめて欲しいと願っています。現地で生活している原告たちが奪われるものは、本当に「財産的損害」という言葉で表されるものだけなのでしょうか。土地代や家財などの財産的評価額を補償すれば、損害は補てんされている、ということでしょうか。これまで数千年にわたって現地の地面の隅々に至るまで刻み込まれている、父祖伝来の「農耕」「文化」「行事」、あるいは、人々の「喜怒哀楽」などなど、そのすべてが失われ、奪われてしまい二度と回復できません。今、笑顔で地面を駆け回っている子や孫たちの姿が、さらにこれからも当然のこととして何世代にもわたって引き継がれていくことに、何の疑問も持っていなかった原告たちの当たり前の生活が、突然行政の手によって、一方的に強権的に奪い取られてしまうことに対する強い疑問を原告たちが抱いているのは、あまりにも当然のことです。

このような原告たちの思いの権利性について、原発事故の避難者訴訟の

東京地裁判決は、次のように人格権として認める判示をしています。

「すなわち、人が、『従前属していた自らの生活の本拠である住居を中心とする衣食住、家庭生活、家業・職業・地域活動等の生活全般の基盤及びそれを軸とする各人の属するコミュニティー等における人間関係』を『包括生活基盤』と称し、そのような包括生活基盤が安定し、一貫していることによって人間は健全かつ安定的に人格を維持、形成し、陶冶することができる」、ということを経験したうえで、「このように人格を維持、形成し、陶冶するという利益は、従前属していた包括生活基盤において継続的かつ安定的に生活する利益でありいわゆる包括生活基盤に関する利益として、人間の人格にかかわるものであるから、憲法 13 条に根拠を有する人格的利益である」と判断したのです（東京地方裁判所平成 30 年 2 月 7 日判決）。

もちろん、原発被害と本件とは異なる事情です。しかし、原告たちが二度と回復することができない立退きを強制されるという点において、現地に居住する原告たちの「人としての尊厳」、「そこに生活する権利」が決して単なる「財産権」に過ぎない、などと評価してはならないことなのは、全く同様なのだと思います。

原告たちにそれだけの犠牲を払わせる、その人格権を侵害することを許すに足りるだけの公共性が、この事業には確かに存しているのだという事実を、被告が主張立証できたとはとうてい認められないと私たちは確信しています。本件事業は、行政の「裁量権」の範囲を超えています。御庁裁判所が今回下す判断によって、この原告たちが先祖から受け継ぎ、将来への子、孫たちに引継いでいくべき生活をはじめて守ることができるのだということを、充分配慮していただけるよう再度切望するものです。